



平成 25 年 11 月 8 日

各 位

上場会社名	株式会社ユーラシア旅行社
代表者	代表取締役社長 井上 利男
(コード番号	9376)
問合せ先責任者	取締役管理部長 出口 桂太郎
(TEL	03-3265-1691)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 8 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施及び単元株制度を採用することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、同取締役会において、平成 25 年 12 月 20 日開催予定の第 28 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式 1 株につき 100 株の割合をもって株式分割を実施するとともに、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、本株式分割および単元株制度の採用に伴う実質的な投資単位の変更はございません。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 26 年 3 月 31 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、100 株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	36,900 株（平成 25 年 11 月 8 日時点）
② 今回の分割により増加する株式数	3,653,100 株
③ 株式分割後の発行済株式総数	3,690,000 株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	14,760,000 株

3. 日 程

(1) 基準日公告日	平成26年3月14日(金)
(2) 基準日	平成26年3月31日(月)
(3) 効力発生日	平成26年4月1日(火)

4. 単元株制度の採用

(1) 採用する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成26年4月1日(火)

(参考) 平成26年3月27日(木)をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

5. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

①全国証券取引所が公表した平成19年11月27日付け「売買単位の集約に向けた行動計画」及び平成24年1月19日付け「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」の趣旨に鑑み、当社は、平成25年11月8日の取締役会において、平成26年4月1日をもって、当社株式を1株につき100株の割合で分割するとともに、単元株式数を100株とする単元株制度を採用することについて決議いたしました。

また、これに伴い、平成25年12月20日開催予定の定時株主総会の決議により、平成26年4月1日をもって、単元未満株式の権利についての規定(変更案第7条)を新設するものであります。

②第7条の新設に伴い、条数の繰り下げその他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>147,600株</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第7条～第43条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,476,000株</u>とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第6条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とす る。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第7条 当社の株主は、その有する単元未 満株式について、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。</p> <p><u>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる 権利</u></p> <p><u>(2)会社法第166条第1項の規定による 請求をする権利</u></p> <p><u>(3)株主の有する株式数に応じて募集株 式の割当ておよび募集新株予約権の割当 てを受ける権利</u></p> <p>第8条～第44条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p>第1条 第5条の変更、第6条および第7条 の新設ならびにそれに伴う条数の変更の 効力発生日は平成26年4月1日とする。</p> <p>第2条 本附則は、前条の効力発生日をもっ て削除する。</p>

(注) 上記変更案定款のうち、第5条の変更並びに第6条及び附則の新設につきましては、平成

25年11月8日の取締役会において決議しております。

(3) 定款変更の日程

①定款変更のための株主総会開催予定日 平成25年12月20日(金)

②定款変更の効力発生日 平成26年4月1日(火)

以上